

都道府県における議決事件の追加に関する研究

伊藤 哲也

要旨

地方公共団体の意思に係る長と議会の決定権限は常に固定的なものではなく、議決条例の制定などにより変更が可能な仕組みとなっている。長と議会の議員は選挙制度の影響を受けその属性が異なることから、地方公共団体の意思を長が決定する場合と議会が決定する場合とでは、団体意思の内容に差が生じる事が予想される。

総務省調査を元に都道府県の分析を行った結果、議決条例の施行は1949（昭和24）年から1969（昭和44）年に至る第1次施行期を経て、1997年自治省通知を契機に第2次施行期が始まり現在に至っている。第2次施行期の議決条例の中心は総合計画に係るものである。

議決条例により総合計画の決定を議会の権限とすることで、議会の意思が強く政策に反映されることが予想される。普通建設事業について、総合計画の決定を議会の権限とすることによりどのような影響が生じるのか2015（平成27）年度決算により都道府県の分析を行った結果、普通建設事業費（補助）の水準が下がることが分かった。

キーワード

都道府県、議決条例、多様性、総合計画、1997年自治省通知、二重の拒否点、普通建設事業

1. はじめに

地方自治制度は、長と議会の二元代表制を採用しており、地方公共団体の意思の決定に当たり長と議会どちらに決定権限があるかは、地方自治法で規定している。地方自治法の規定では、団体意思に係る議会の決定権限が限定される一方で、長の決定権限は概括的に定められている。

しかしながら、長と議会のどちらに決定権限があるかは、いかなる場合でも固定的なものではなく、地方自治法第96条第2項の規定による条例（以下「議決条例」という。）を定め、議会の議決事件を追加することにより、長の決定権限を議会の決定権限とすることが可能である。更に、軽易な事項に限定がされているが、地方自治法第180条¹の規定によ

る議会の議決により特に指定を行えば、議会の決定権限を長の決定権限とすることも可能である。このように地方公共団体の議会は、制度上、それぞれの団体毎に自らの判断により権限の加減を行うことが可能な多様性が認められている。

長は、地方公共団体において1人を選ぶ小選挙区制により選出されるが、これに対し議会の議員は、地方公共団体内の様々な地域から小選挙区制や大選挙区制により選出され、地域に密着した政治活動が求められる場合が多い。したがって、地方公共団体の意思決定において、長が決定する場合と議会が決定する場合では、それぞれの選出過程の差により決定する団体意思の内容に差が生じることが予想される。しかしながら、団体意思の決定権限を議会に付与する議決条例そのものの最近の状況分析や議決条

例が地方公共団体の政策に与える影響を論じた先行研究は管見の限り少なく、過去の状況分析についても都道府県に関するものは特に少ない（後述2.3）。

そこで、本論文では、まず分析の前提となる議決条例の制度の運用に関する各種見解等及び議決条例の先行研究の確認を行う。その後、都道府県における議決条例の現状を分析し、更に議決条例のうち政策に大きな影響を与えると考えられる総合計画（長期計画等の名称が異なる計画でも、総合計画と同趣旨の計画と捉えることができる計画を本論文では引用部分を除き「総合計画」という。以下同じ。）に係る議決条例の制定（施行）が都道府県の政策に与える影響について決算を用いて分析を行う（総合計画に着目した理由は後述4.1）。

なお、本論文中、意見にわたる部分については、筆者の私見であるので念のため申し添える。

2. 議決条例の制度の運用に関する各種見解等及び先行研究の確認

2.1 議決条例の制度の運用に関する識者等の見解

第1章で述べたとおり、地方自治法第96条第1項²の規定では、地方公共団体の議会の議決する事件を限定列挙しているが、同条第2項³の規定では、一定の制限を受けながらも条例を制定し議会の議決する事件を追加できる制度となっている。この制度は、少なくとも今日で言うところの自治事務に相当する事務については、1947（昭和22）年に地方自治法が施行されてからほぼ同様の制度となっている⁴。

この議決条例の制度の運用に関する識者等の見解については、活用に積極的な立場から消極的な立場まで様々な見解が存在する。代表的な見解を示すと次のような見解がこれまで述べられている。

積極的な立場として、議会制度研究会⁵（1973：9）では、「長期計画は文字通り都道府県政の長期的展望を示すものであり、また各年度の行財政運営が、基本的にはこの計画を基礎にして進められているので、長期計画の決定および変更は長限りで行うのではなく、法第96条第2項の運用等により、最終的には住民の合意ともいべき議会の議決を得る

ことを検討すべきである。」とし、総合計画に限った記述ではあるが、議決条例の積極的な活用を提唱している。

消極的な立場として、川村（1997：180）では、「文理上は、議会は条例によって、法令に定められた議決事件以外の議決事件を、任意に設定することができる」とし、任意に設定することができる」とし、文理上の解釈を示す一方、「議会は条例の制定について慎重であるべきであり、地方公共団体における議会と執行機関の適正な関係のあり方に十分配慮をして、議決事件を定めるべきであると考えられる。」とし、議決条例の制定について慎重であるべきという見解を示している。

地方自治法を所管している総務省の見解に近いとされる松本（2015：361）では、「議決機関たる議会の地位にかんがみ、（中略）その議決すべき事項を追加して定めることができることとされている。しかしながら、この場合においても、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項については、及ばないものと解される。」とし、「事柄の性質上当然に」という抽象的な基準により議決条例が制定できない場合もあるとしている。

2.2 地方分権推進委員会の勧告と1997年自治省通知による助言

第1次分権改革時に設置された地方分権推進委員会⁶の第2次勧告（1997（平成9）年7月8日）では、「1. 議会の機能強化等（1）地方公共団体における長と議会との機能バランスを保ちつつ、地方議会の組織に関する自己決定権を尊重し、一層の活性化を図るため、国及び地方公共団体は、次の措置を講ずるものとする。①地方公共団体は、議決事件の条例による追加を可能とする規定（地方自治法96条2項）の活用に努めること。②（略）」とされ、議会の機能強化等のため議決条例の活用が勧告された。この勧告について、第1次分権改革の中心メンバーの1人である大森彌氏は、「分権委でのヒアリングにおいて全国都道府県議会議長会等から出された意見を盛り込んだものである。」と後に述べてい

る（大森（2002：66））。

更に同氏は議決条例の活用について、「例えば現在市町村の基本構想は議決事項となっている⁷が、どこでもそれとセットで策定される「基本計画」や「事業計画大綱」、あるいは個別法によって策定される行政計画である「都市マスタープラン」や「社会福祉計画」など、その自治体の将来を左右するような重要な施策体系を議会の議決事項とすることが考えられよう。これは、議会と執行機関との関係を変化させるものである。」とし、総合計画⁸や各種計画に係る議決条例の制定により地方公共団体の内部の変化を期待している（大森（2002：66））。

地方分権推進委員会の勧告を踏まえ自治省（当時）が地方公共団体の行政改革推進のための指針を策定し、1997（平成9）年11月14日付けで自治事務次官通知（地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進の策定について）（以下「1997年自治省通知」という。）を発出しているが、その中で「地方分権の推進に伴い地方議会の果たすべき役割がますます大きくなることから、国において地方議会活性化のための施策の検討を進めることとしているが、地方公共団体においても、議決事件の追加等議会の機能強化に意を用いるとともに、自主的に組織・運営の合理化に努めること。」とし、政府も議決条例の積極的な制定を地方公共団体に向けて助言を行うようになった。

2.3 議決条例に係る先行研究

議決条例に係る先行研究については、管見の限り少ない。

1997年自治省通知が発出された時期の先行研究である加藤（1998：70）では、当時の全国670市のうち議決条例を制定しているのは68市で全市の10.1%であり、議決事件として追加を行っているのは149件としている。また、149件の項目の内容では、「職員の定数」が最も多く31%、次いで「証人等の実費弁償」で13%、「姉妹（友好）都市の提携」が7%、「市民憲章の制定」が6%、「公社」が5%となっているとしている。都道府県の議決条例については、「職員の定数」、「証人等の実費弁償」が大

半を占めているとしている。

市村（2006：229_234）では、地方公共団体のうち主に市について議決条例の状況を明らかにしている。具体的には、市については全国市議会議長会が2005（平成17）年3月1日付けでとりまとめた「市議会の活性化等に関する実態調査結果」の分析を行い、回答のあった726市中、9.5%の69市でなんらかの議決条例が制定されているとしている。また、「計画決定権限の変更」、「人事に関する事件」、「重要な行政政策・施策の決定」、「第三セクター等への関与の強化」、「情報公開」、「協定」、「非権力的な活動に関すること」に区分した上で議決条例を分類し、議会の権能の強化という観点から、行政計画への議決権限の拡大が行われていること等を明らかにしている。都道府県の議決条例については、基本的計画に関する議決権が少なくとも14県で制定されているとしている。

加藤（1998）及び市村（2006）から市の議決条例については、「計画権限の変更」が制定されるようになってきたことが分かる。一方で、これらの先行研究は研究当時の市区町村の状況を中心に分析がなされているため時点が古い他、都道府県の分析が少ない。また、議決条例そのものの分析に留まっているため、議決条例の制定が地方公共団体の政策に与える影響についての分析まで至っていない。

そこで本論文の第3章では都道府県における議決条例の現状分析を、第4章では都道府県の議決条例が政策に与える影響の分析を進め、先行研究で明らかにされていない点について分析を進める。

3. 都道府県における議決条例の現状分析

地方公共団体の議決条例についての政府の公式な調査としては、総務省がとりまとめた「法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する調（平成28年4月1日現在）」⁹がある（以下、この調査を「総務省調査」という。）。総務省調査では調査時点において都道府県毎にどのような議決条例が存在するかは明らかになっているが、その状況の分析は行われていない。本章では、総務省調査の結果か

ら、都道府県における議決条例の現状分析を行う。

3.1 議決条例による議決事件の追加の現状

都道府県における議決条例は、総務省調査によれば39団体において74条例が存在し、議決条例が制定されていない都道府県は、茨城県、栃木県、富山県、静岡県、島根県、山口県、高知県及び沖縄県の8団体となっている。

議決条例数は、三重県の12条例を最高に、兵庫県5条例、滋賀県4条例、宮城県3条例と続くが、この条例数の差は、それぞれの地方公共団体の条例の形式の差によるところも要因としては大きく、条例数が多い都道府県が議決事件の追加数が必ずしも多いということではない。

そして議決条例を議決事件の追加の内容に応じ区分毎に分類をしたもの¹⁰が表3-1である。条例総数については前述のとおり74条例となっているが、1つの条例で複数の区分に該当をする場合があるため、個々の区分における条例数の合計と条例総数は合致しない。

都道府県における議決事件の追加状況については、「計画決定権限の変更（総合計画）」が31条例と最も多く、次いで「計画決定権限の変更（その他計画）」が18条例、「人事に関する事件」が17条例、「重要な行政政策・施策の決定」が10条例の順となっており、その他の区分については、一桁の条例数となっている。また、「情報公開」に該当をする議決条例はなかった。

表3-1 都道府県における議決事件の追加状況（2016年4月1日現在）

区分	条例数
計画決定権限の変更（総合計画）	31
計画決定権限の変更（その他計画）	18
人事に関する事件	17
重要な行政政策・施策の決定	10
第三セクター等への関与の強化	2
情報公開	0
協定	1
非権力的な活動に関する事	1
その他	3
条例総数	74

出典：総務省調査を元に筆者が分類し作成。

以下、それぞれの区分についての具体的な内容について見てみることにする。

3.1.1 計画決定権限の変更（総合計画）

都道府県の総合計画については、1969（昭和44）年から2011（平成23）年までの間、地方自治法により一般的に総合計画の一部を構成する基本構想の策定が義務づけられ議会の議決事件とされていた市町村¹¹とは異なり、沖縄振興特別措置法¹²を根拠とする沖縄県を除いては、全部又は一部について法定の行政計画とされたことはないが、現実には多くの都道府県で法の定めのない任意の行政計画として策定されてきた。

平（2003：22）によれば、2002（平成14）年8月に行ったアンケート調査では、有効回答があった沖縄県を含む44都道府県中、明確に総合計画がない

と回答したのは2団体（鳥取県及び高知県）であった。この調査結果を踏まえれば、都道府県における総合計画は、アンケート調査時点では42から45の団体で策定されており、法の定めのない任意の行政計画として多くの都道府県で定着をしている。

また、総務省調査によれば31団体において総合計画を議決対象としていることから、約7割の都道府県で総合計画を議会の議決を経て策定していることがわかる。

これらのことから、総合計画を策定し議会の議決を経て策定することは、法の定めがなくとも都道府県において一般化していると言える。

3.1.2 計画決定権限の変更（その他計画）

計画決定権限の変更（その他計画）については、総合計画の下位計画となる分野別計画や方針等を分

類している。

対象となる計画については、「県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画のうち、県行政の運営上特に重要なもの」（埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例（埼玉県））のように具体的な計画名称を出さずに定性的に規定している例や、「国土強靱化に関する計画」（岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（岐阜県））等のように具体的な計画名を規定した例もある。

名称上、計画ではないが、方針等を議決対象とした条例としては、「行財政構造改革推進方策」（行財政構造改革の推進に関する条例（兵庫県））、「人権施策の基本となる方針」（人権が尊重される三重をつくる条例（三重県））等がある。

3.1.3 人事

人事に関する事件については、職員の定数、職員の分限、旅費や費用弁償、附属機関の人事等に関するものを分類している。

具体的には、「(1)県費支弁職員の定数を定めること。但し法令に別段の定めあるものを除く。(2)県費支弁職員の退職手当を定めること。但し法令に別段の定めあるものを除く。(3)吏員以外の県費支弁職員の分限を定めること。但し法令に別段の定めあるものを除く。」（議会の議決すべき事件に関する条例（奈良県））、「(1)地方公務員法第8条第5項の規定に基づいて人事委員会が証人等を喚問するときの費用弁償について定めること。(2)農業委員会法第34条において準用する第18条の規定による、愛媛県農業委員会の委員及び専門調査員に対する報酬及び費用弁償について定めること。」（県議会の議決すべき事件に関する条例（愛媛県））、「知事が滋賀の環境自治を推進する委員会の委員を任命しようとする。」（滋賀県環境基本条例（滋賀県））等がある。

3.1.4 重要な行政政策・施策の決定

重要な行政政策・施策の決定については、重要な出資や財産処分等の決定も含めて分類をしているが、それぞれの都道府県の実情から様々なものがある。

具体的には、「生業資金の貸付に関する事」（地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決す

べき事項に関する条例（東京都）、「1件の面積が200,000平方メートル以上の土地の取得又は処分に係る予約の締結」（議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（山形県））、「1件2,000万円以上の出資又は出捐」（地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例（兵庫県））、「株式の売払いでその予定価格が1億円以上のものに関する事」（議会の議決を要する契約、財産の取得及び処分並びに重要な公の施設に関する条例（大阪府））等がある。

全体を通じて、出資や出えんについて議決対象とする議決条例が多く、この区分に分類をした10の議決条例中4つが議決対象としている。

3.1.5 第三セクター等への関与の強化

第三セクター等への関与の強化については、前項で触れた出資や出えんのうち、いわゆる第三セクター等への実行について、通常の基準とは異なる基準で議決対象とする「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的な事項を定める条例（宮城県）」等がある。

3.1.6 協定

協定については、「名古屋港管理組合の設立に伴い、愛知県が名古屋市及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産その他の事項に関する協定」（議決事件指定条例（愛知県））がある。

3.1.7 非権力的な活動

非権力的な活動に関する事については、「外国の州又は省との姉妹提携の締結・解消」（埼玉県と外国の州又は省との姉妹提携について議会の議決事件と定める条例（埼玉県））がある。

3.1.8 その他

その他の区分に分類された議決条例は、それぞれの都道府県の実情から様々なものがある。

具体的には、「水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第3条第1項または第4条第1項の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとする事。」（滋賀県議会基本条例（滋賀県））、「県の公金の収納又は支払の事務を取り扱う金融機関及びその取り扱う期間」（岐阜県指定金融機関の指定に関する条例（岐阜県））等がある。

3.1.9 小括

前述（3.1）のとおり、都道府県においては、39団体で何らかの議決条例を制定しており、議会の議決事件を追加する制度そのものは定着したものと考えられ、議決事件の追加の内容も本節の現状分析により多様であることが明らかになった。その中でも3.1.1で述べたとおり「計画決定権限の変更（総合計画）」については、31団体で議決条例が制定され、都道府県の議決条例として代表的なものとなっている。

また、構造上の問題として、国土強靱化地域計画の取扱いがある。国土強靱化地域計画は、法の定めにより総合計画も含めた地方公共団体内の全ての計画に対して国土強靱化についての指針性がある¹³ことを考えると、議決条例により総合計画を議会の議決事件とした場合でも、知事の決定により団体意思となる国土強靱化地域計画で、議会で議決した総合計画の上書きが実質的に可能となる。国土強靱化地域計画について明示的に議決条例を制定している団体は岐阜県のみとなっているが、他の都道府県において、国土強靱化地域計画が具体的にどのように策定され運用されているのかの検証も総合計画に係る議決条例（以下「総合計画議決条例」という。）の有意性を確認するために重要と考えられるが、今後の課題としたい。

3.2 議決条例の施行年の分布

前節では、議決条例による議決事件の追加の現状分析をしたが、本節では議決条例の施行の時期について現状分析をする。分析の手法は、総務省調査においてそれぞれの議決条例の施行年月日が明らかになっていることから、この調査結果より施行年の分布を分析する。言うまでもなく議決条例の施行と制

定の時期は概ね一致すると考えられることから、議決条例の施行年の分布は制定年の分布とも概ね一致するとみなしても差し支えないものと考えられる。

ただし、この分析手法では、例えば、議決条例の施行後に何らかの事由により廃止された場合については分布に反映されず、また、議決条例施行後に当該条例の一部改正により議決事件が追加になった場合は、議決条例の追加毎の把握ができないなどの課題もあるが、本論文では政府の公式な調査である総務省調査で整理がされている議決条例及び施行年を前提に分析を行う。

また、分析は、議決条例全体の傾向の把握を行うとともに、3.1で設定した区分別については、議決条例数が最も多い区分であり、かつ、前述（2.2）の大森彌氏の期待どおりの効果が現れているかを検証するために、「計画決定権限の変更（総合計画）」の区分についての分析を行う。

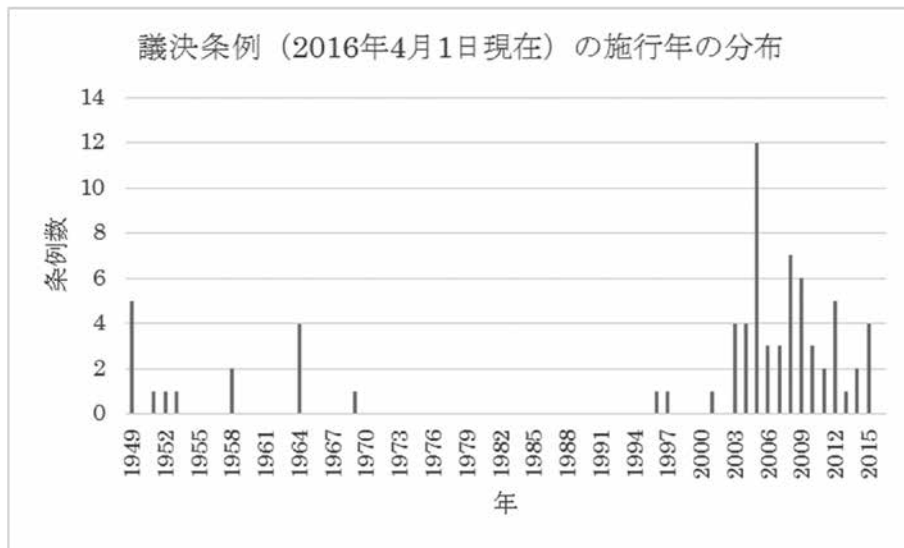
3.2.1 議決条例全体の施行年の分布

議決条例の施行年の分布を示したものが図3-1である。

議決条例は、1949（昭和24）年に奈良県など5団体において施行されたのが最も古く、いずれも人事に関する事件を議決の対象としたものである。その後、議決条例の施行は比較的低調に推移し、1969（昭和44）年に広島県で議決条例が施行された後、1970（昭和45）年から1995（平成7）年までの25年間は議決条例の施行は0団体となっている。

1996（平成8）年に滋賀県において附属機関の委員の任命を議決事件とする条例が施行された後、議決条例の施行が続き2005（平成17）年に12団体で施行されたのをピークに近年では毎年のように議決条例の施行がなされている。

図3-1 議決条例（2016年4月1日現在）の施行年の分布



出典：総務省調査を元に筆者作成。

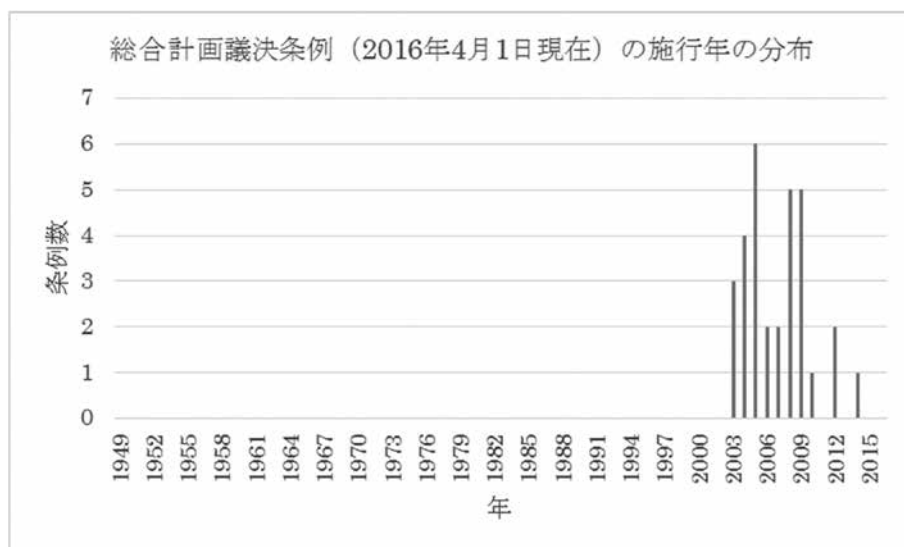
3.2.2 総合計画議決条例の施行年の分布

総合計画議決条例の施行年の分布を示したものが図3-2である。

2003（平成15）年に宮城県など3団体で総合計画議決条例が施行されたのが最も古く、その後、2005（平成17）年に6団体で施行されたのをピークに2009（平成21）年頃まで比較的多くの団体で施行がされ、その後、毎年、0団体から2団体の施行で推移している。

なお、総合計画議決条例については、2001（平成13）年に三重県で制定された「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」が都道府県においては、最も古く施行された総合計画議決条例と認識されることが一般的だが¹⁴、総務省調査では、三重県の総合計画議決条例は2010（平成22）年の施行と整理されているため、本論文においても同様の整理としている。

図3-2 総合計画議決条例（2016年4月1日現在）の施行年の分布



出典：総務省調査を元に筆者作成。

3.2.3 小括

議決条例の施行年の分布については、3.2.1の結果から1949（昭和24）年から1969（昭和44）年までの第1次施行期と1996（平成8）年以降の第2次施行期の2つの時期に分けることができる。議決条例は74条例あるが、第1次施行期は15条例（20.3%）、第2次施行期は59条例（79.7%）が施行されている。

第2次施行期については、1997年自治省通知の影響が観察され、総合計画議決条例が数多くの都道府県で施行されていったのが特徴であり、全ての総合計画議決条例がこの時期に施行されている。

また、総合計画議決条例の制定は、前述（2.1）のとおり議会制度研究会（1973）により提唱されていたが、現実には1997年自治省通知が発出されるまで総合計画議決条例は施行されなかった。これは、総合計画議決条例が構想としては1973（昭和48）年からあったが、政府からの正式な助言があるまでの間、都道府県自らの判断で条例化することはなかったという第1次分権改革前の国と地方公共団体の関係が垣間見られる結果となった。一方でこの状況は、前述（2.2）の大森彌氏の期待どおりの効果が観察されたと言える。

4. 総合計画議決条例の施行が都道府県の政策に与える影響

本章では、議決条例の施行が都道府県の政策に与える影響を分析する。具体的には、議決事件の追加のうち、都道府県の政策に最も影響を与えるのは総合計画であると考えられる（後述4.1）ため、総合計画議決条例の施行の有無に着目をする。また、政策については、政策実行の手段として総合計画の影響を受けやすいと考えられる普通建設事業（後述4.2.1）について分析を行う。

4.1 都道府県の総合計画

3.1.1で述べたとおり、都道府県の総合計画については市町村と異なり、沖縄県を除いては、法律の定めがない任意の行政計画として策定がされてき

た。したがって、総合計画の位置づけや定義は、個別の都道府県によってなされることになる。

総合計画の位置づけについては、平（2003：23）では、都道府県に行った2002（平成14）年8月のアンケートの結果、有効回答（41団体）に対して97.6%（40団体）が「行政運営の最上位に位置する基本的指針」と位置づけていることを明らかにしている。そして、政策の実現に当たっては、予算措置が必要となる場合が多いが、宮崎（2015：55）では、2012（平成24）年の調査の結果、7割強の都道府県が総合計画を予算編成のガイドラインとしている事を明らかにしている。これらのことから、様々な議決条例の中でも総合計画の決定の権限を議会側に付与する総合計画議決条例の施行が予算（案）を議会に提出する知事の政策、ひいては都道府県の政策に与える影響が大きいものと考えられる。

また、総合計画議決条例が制定されている都道府県は、議決対象とする総合計画を条例で定義することとなる。表4-1は総合計画議決条例が施行されている31団体における条例における総合計画の定義をまとめたものである。その定義の中で、31団体において「計画」、30団体において「行政」、「総合的」、29団体において「全般」という言葉が盛り込まれている。このことから、名称は様々あるものの筆者においてこれらの言葉を使い再定義すれば、総合計画は「行政全般に係る総合的な計画」である。

更に、総合計画議決条例において計画期間を定めている都道府県が12団体あり、それぞれ3年程度から5年程度を定め、その平均は4年程度（4.25年）となっている。それぞれについて年数設定の考え方を明らかにするのは困難であるが、宮城県において5年未満の計画を除いたのは、「①議会の議決になじむ計画は県政全般あるいは各部局の施策の基本的な方向をしめすものであり、②そのためにはある程度長期の期間を有する必要があること。③知事および議員の任期を超える計画については議決という形でオーソライズすべきであるといった理由によるものである。」であることが先行研究により明らかになっている（藤原（2004：113））。平均年数が4年程度となっているのは、宮城県以外の都道府県にお

いても同様の理由で計画期間を定めたことが推測される。

なお、この31団体の総合計画議決条例のうち、福島県及び大阪府の2団体を除く29団体の総合計画議決条例は、総合計画（案）の議会への提出権が規定上、知事に専属¹⁵しており、議会の提出権及び修正権が制限される仕組みとなっている。これは、総合計画議決条例の基本的な役割が、多くの都道府県で知事が策定した総合計画（案）を議会が審議し、議会における修正案が知事の提出権に抵触する内容である場合は、修正でなく否決という方法しか取り得ない単なる拒否点¹⁶の設定になっていることがわかる。つまり、同じく提出権が知事に専属している予算（案）に対しても議会の審議が拒否点となっていることを考えれば、多くの都道府県においては、知事が実行しようとしている政策に対して総合計画と予算の審議で「二重の拒否点」を設定していることになる。

表4-1 総合計画議決条例における総合計画の定義等

	施行年	議決条例上の総合計画等の定義	年数が定義されている場合
青森県	2004	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	
岩手県	2003	県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの	
宮城県	2003	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	計画期間が5年未満のものを除く
山形県	2005	県行政に係る総合的な計画	
福島県	2005	県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画	
群馬県	2008	知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)が策定する計画、指針その他これらに類するもの(以下「計画等」という。)のうち、県行政の全般に係る総合計画及び県行政の各分野における計画等で最も上位にあるものをいう。	
埼玉県	2009	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	計画期間が5年未満のものを除く
千葉県	2009	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの	実施期間が3年未満のものを除く
神奈川県	2004	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの	5年未満のものを除く
石川県	2006	石川県の行政全般に係る基本的かつ総合的な計画	
福井県	2007	県行政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	計画期間が3年を超えるものに限る
山梨県	2008	県行政の全般に係る総合的な計画	
長野県	2005	(1) 県行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想、 (2) 前号に掲げるもののほか、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を定める計画	
岐阜県	2014	県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの	
三重県	2010	県行政全般に係る政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画	
滋賀県	2005	県行政の全般に係る政策および施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの	原則として5年以上のもの
京都府	2008	府行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画その他これに類するもの	
大阪府	2009	府行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	
兵庫県	2006	県行政に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	計画期間が5年未満の計画を除く
奈良県	2008	県行政全般にわたる基本的な政策又は施策の方向を総合的かつ体系的に定める計画	当該計画等の期間が5年以上であるもの
和歌山県	2007	県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	
岡山県	2005	県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	計画期間が5年未満のものを除く
広島県	2012	県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	
徳島県	2012	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	
香川県	2004	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	
福岡県	2005	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	計画期間が5年以上であるもの
佐賀県	2009	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの	
長崎県	2003	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	計画期間が2年未満のものを除く
熊本県	2004	県行政全般に係る基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に定める計画	
大分県	2009	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画その他これに類するもの	
宮崎県	2008	県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画	計画期間が3年未満のものを除く
合計			31 12

出典：総務省調査を元に筆者作成。

4.2 仮説の提示と分析手法

4.2.1 仮説の提示

前述(4.1)のとおり総合計画議決条例の施行により総合計画を議会の議決により決定をすることになると、従来以上に議会の意向が都道府県の政策に反映されることが予想される。

このことに関連しある報道では、総合計画(長期計画)に係る議決条例を制定しようとする議会の動きについて、「ある県幹部は『議員が関心を寄せるのは地元で公共事業を誘導したいから』と露骨に指摘する。実際、かつての長計策定時にある県議から『〇〇ダムの整備は長計に盛り込まれるのか』と、しつこく問い合わせの電話があった。『今でも県議からは会津に武道館を作れなど要望が寄せられる。長計が議決対象になれば、成立のためにこうした議会の要望を拒めなくなる。今後の展開次第では、こちらの考えをしっかりと伝えることも必要』と対立も辞さない構えだ。」という知事(側の幹部)の懸念を伝えている(毎日新聞 2004.11.21 地方版/福島 27頁)。

この報道を踏まえると、総合計画議決条例が政策に与える影響については、様々な政策の中でも公共事業の拡大、言い換えれば普通建設事業の追加実施を手段とするものについて影響が大きいものと考えられる。そこで本章では、総合計画議決条例が政策に与える影響について普通建設事業費に着目し検証を行うこととし、次の仮説を提示する。

仮説 総合計画議決条例を施行した都道府県とその他の都道府県を比較すると、総合計画議決条例を施行している都道府県の方が、知事が議会の公共事業追加の要請を受け止めるため普通建設事業費の水準が高くなる。

4.2.2 分析手法

分析については、伊藤(2017)の分析手法を採用し、分析を行う歳出の決算額を標準財政規模¹⁷で除した値について総合計画議決条例がどのような影響を与えているのか(あるいは与えていないのか)という観点で行う。分析に当たり決算額等を用いるが、データについては、2015(平成27)年度の地

方財政状況調査(総務省が調査を行っているいわゆる決算統計。以下この調査を「2015年度決算統計」という。)を用いることとする¹⁸。

分析の基本的な考え方を簡単に述べると、態様の異なる都道府県を同じ物差しで比較をするために、普通交付税の算定において算出される標準財政規模を分母とし、分析を行う歳出の決算額を分子とすることにより、分析を行う歳出がそれぞれの地方公共団体の財政の身の丈とも言える標準財政規模と比較をしてどの程度の水準なのか値を算出する¹⁹。そして算出された値が総合計画議決条例の有無の影響を受けているのかを分析をする。

分析を行う都道府県は、他の道府県と権能が異なる東京都(特別区の区域の市町村事務の一部を実施等)、総合計画が策定義務のない法定計画であり他の都道府県の総合計画と位置づけが異なる沖縄県、東日本大震災の復興事業の影響で普通建設事業の実施において特殊な事情がある被災三県(岩手県、宮城県、福島県)を除いた42の道府県とする(以下「分析対象道府県」という)。

単純に考えれば総合計画議決条例の有無で分析対象道府県を2つのグループに分け、それぞれの平均を求めその差についての有意性を検証するということになるが、ここで留意をしなければならないのは、分析対象道府県の税源の状況である。税源の豊かさを表す財政力指数の状況を分析対象道府県についてまとめたのが表4-2である。この表中で最高の財政力指数は愛知県の0.921であり、最低は島根県の0.242である。税源の差は、普通交付税算定における留保財源の差であり、留保財源の差は地方公共団体の独自政策に活用できる一般財源の差とも言えるため、税源の差の影響を受け政策判断が変わる事が十分に考えられる。また、今回の分析のように普通建設事業費に着目した場合、一般論として財政力指数は政令指定都市を有するような道府県が高くなる傾向にあることから、既に道路などのインフラ整備が進み普通建設事業の必要性がそもそも低くなっていることも考えられる。そのため総合計画議決条例の有無で分析対象道府県をグループ分けし平均の差についての有意性を検証しても、本論文で明

らかにしようとしている総合計画議決条例が分析対象道府県の政策に与える影響を検証する手法としては必ずしも適切ではない可能性がある。

表 4-2 分析対象道府県の財政力数の状況（2015年度決算）

	団体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
全体	42	0.484	0.173	0.242	0.921
議決条例あり	28	0.498	0.161	0.316	0.917
議決条例なし	14	0.457	0.192	0.242	0.921

(注) 東京都、沖縄県及び東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く42団体。
出典：2015年度決算統計を元に筆者作成。

そこで、財政力指数が普通建設事業費に与える影響を検証するため、2015（平成27）年度決算から、「財政力指数と普通建設事業費（全体、補助、単独）を標準財政規模で除した値」の相関関係を分析²⁰しまとめたものが表4-3である。更に財政力指数を独立変数、「普通建設事業費（全体、補助、単独）

を標準財政規模で除した値」を従属変数としてそれぞれについて回帰分析を行った結果は表4-4である。いずれも5%水準で有意な結果となっている。この分析から財政力指数と普通建設事業費を標準財政規模で除した値については、いずれの区分についてもかなりの負の相関関係があると言える。

表 4-3 財政力指数と普通建設事業費／標準財政規模の相関関係（2015年度決算）

	相関係数	p 値
普通建設事業（全体）	-0.840758758	3.23878E-12 **
普通建設事業（補助）	-0.847616506	1.43557E-12 **
普通建設事業（単独）	-0.438934705	0.003638064 **

(注) 1 東京都、沖縄県及び東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く42団体。

2 ** p < .01、* p < .05を表す。

出典：2015年度決算統計を元に筆者作成。

表 4-4 財政力指数（独立変数）と普通建設事業費／標準財政規模（従属変数）の回帰分析（2015年度決算）

普通建設事業（全体）		F値	3.239E-12
回帰統計			
重決定 R2	0.7068753		
補正 R2	0.6995472		
観測数	42		

	係数	標準誤差	t	P-値
切片	0.416815	0.0179583	23.210117	8.035E-25
財政力指数	-0.342979	0.0349214	-9.82144	3.239E-12

(注) 東京都、沖縄県及び東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く42団体。

普通建設事業（補助）		F値	1.436E-12
回帰統計			
重決定 R2	0.7184537		
補正 R2	0.7114151		
観測数	42		

	係数	標準誤差	t	P-値
切片	0.2619565	0.0125173	20.927483	3.712E-23
財政力指数	-0.24592	0.024341	-10.1031	1.436E-12

(注) 東京都、沖縄県及び東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く42団体。

普通建設事業（単独）		F値	0.0036381
回帰統計			
重決定 R2	0.1926637		
補正 R2	0.1724803		
観測数	42		

	係数	標準誤差	t	P-値
切片	0.1113331	0.0104722	10.631321	3.209E-13
財政力指数	-0.062917	0.020364	-3.089603	0.0036381

(注) 東京都、沖縄県及び東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く42団体。

出典：2015年度決算統計を元に筆者作成。

そこで、この結果を前提に総合計画議決条例が分析対象道府県の普通建設事業に与える影響の分析手法を次のとおりとする。

表 4-4 では、財政力指数を独立変数、「普通建設事業費（全体、補助、単独）／標準財政規模」を従属変数とする回帰分析を実施したが、仮に総合計画議決条例の施行が、普通建設事業費に影響を与えているとしたら、総合計画議決条例を施行している分析対象道府県を「1」、それ以外の分析対象道府県を「0」とするダミー変数（総合計画議決条例ダミー）を設定し、先の回帰分析に独立変数として加えて重回帰分析を行えば総合計画議決条例ダミーは有意な独立変数となるはずである。逆に普通建設事業費に影響を与えていないとすれば、総合計画議決条例ダミーは有意な独立変数とはならない。このような考え方で分析を行う。

4.3 分析結果

分析結果については、表 4-5 のとおりである。

総合計画議決条例の施行が普通建設事業費に与える影響については、5%水準ではいずれも有意な影響を確認ができなかった。

ただし、普通建設事業費（補助）／標準財政規模については、P値が0.0591587となっており5%水準にぎりぎり届かない値を示している。これは、対象道府県が42団体と標本数が少ないことによる影響をP値が受けている可能性があり、このような場合、P値を紋切り型に捉え「帰無仮説は棄却されなかった」と判断することは必要ないという考え方²¹もあることから、総合計画議決条例の施行は普通建設事業費（補助）の水準を少なくする影響が観察されたと本論文では解することとする。

表4-5 財政力指数（独立変数）と普通建設事業費／標準財政規模及び総合計画議決条例ダミー（従属変数）の重回帰分析（2015年度決算）

普通建設事業（全体）

回帰統計		F値	2.687E-11
重決定 R2	0.7129796		
補正 R2	0.6982606		
観測数	42		

	係数	標準誤差	t	P-値
切片	0.4229319	0.0192092	22.017177	1.325E-23
財政力指数	-0.339367	0.0352202	-9.635567	7.244E-12
総合計画議決条例	-0.011799	0.012955	-0.910738	0.3680281

(注) 東京都、沖縄県及び東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く42団体。

普通建設事業（補助）

回帰統計		F値	3.042E-12
重決定 R2	0.7433213		
補正 R2	0.7301583		
観測数	42		

	係数	標準誤差	t	P-値
切片	0.2707372	0.0129195	20.95574	7.862E-23
財政力指数	-0.240734	0.023688	-10.16271	1.617E-12
総合計画議決条例	-0.016937	0.0087131	-1.943811	0.0591587

(注) 東京都、沖縄県及び東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く42団体。

普通建設事業（単独）

回帰統計		F値	0.0099179
重決定 R2	0.2106815		
補正 R2	0.1702036		
観測数	42		

	係数	標準誤差	t	P-値
切片	0.1076405	0.0111931	9.6167234	7.648E-12
財政力指数	-0.065097	0.0205226	-3.171992	0.0029483
総合計画議決条例	0.0071225	0.0075488	0.9435328	0.3512172

(注) 東京都、沖縄県及び東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く42団体。

出典：2015年度決算統計を元に筆者作成。

4.4 小括

4.2.1で提示をした「総合計画議決条例を施行した都道府県とその他の都道府県を比較すると、総合計画議決条例を施行している都道府県の方が、知事が議会の公共事業追加の要請を受け止めるため普通建設事業費の水準が高くなる。」という仮説について検証を行ってきたが、分析結果としては、総合計画議決条例の施行により普通建設事業費の水準が高くなるという効果は観察されなかった。よって仮説は棄却される。

しかしながら、分析結果を見ると、総合計画議決条例の施行は、普通建設事業費（補助）の水準を引き下げの方に働くことが観察されている。国庫補助金が交付される普通建設事業は、その性格上、単独事業と比較をして大規模な事業が多いと推測される。そのため総合計画議決条例の施行は、大規模な普通建設事業を抑制する効果が観察され、政策に一定の影響を与えたと考えられる。

これらの状況を踏まえると、棄却された仮説の元となった報道も含め、議会は長に対して議会が推進したい政策実施のために支出の増額を求めると考えられることが多い²²が、それに反して、議会は必ずしも支出の増額を求めるとはならず、特定の支出についてはこれを抑制し支出を減額しようとする政策指向を有していると考えられる。今回の分析は仮説が棄却されたものの、議会の権限強化は必ずしも政策実施のための支出の増額につながらないことを明らかにした点に意義があるものと考えられる。

なお、今回の分析に当たり分析手法について「分析対象道府県の総合計画議決条例の施行前後の普通建設事業費の水準の変化を比較した方が分析として適切ではないか。」という指摘も考えられるが、地方公共団体の予算編成の大きな特徴として、当該年度の国の予算の影響を受けるため、例えば、経済対策の一環として国の予算で公共事業が追加されれば、そのことをもって当該年度の地方公共団体の予算編成において普通建設事業が追加されるという現象が生じる。そのため「普通建設事業費の水準の変化」が分析対象道府県の要因ではなく外的要因により左右される可能性があることから、指摘のような

分析手法は採用をしなかった。

5. おわりに

本論文では、都道府県における議決条例の現状を明らかにし、更に総合計画議決条例の制定（施行）が都道府県の政策に与える影響について分析を行った。

総合計画は都道府県の重要事項であり、総合計画議決条例がなくとも、知事が議会から意見聴取するなどの方法により、事実上、議会の意見について、必要に応じ総合計画の最終決定を行うまでの間に反映させていると考えられるが、総合計画議決条例の制定（施行）は、事実上の意見反映とは異なり、議会に総合計画の決定権を制度上付与するものである。総合計画議決条例は、二元代表制における知事と議会の関係を考えると、必要不可欠なものであり、約7割の31団体で制定（施行）されている事は、地方分権や議会改革の観点から望ましいものと筆者は考える。

しかしながら、4.1で明らかにしたとおり、29団体の総合計画議決条例の規定は、総合計画（案）の議会への提出権を知事に専属させたものとなっている。このことは、予算（案）と同様に、議員から総合計画（案）の議会への提出が行えないだけでなく、議会の総合計画（案）への修正権限に限界を設けていることを意味する。言い換えれば、総合計画の策定過程において議会が知事に対する単なる拒否権プレイヤーとして制度化されていることを示している。議会の審議が知事の政策に対する拒否点となる代表的な制度は、提出権が知事に専属している予算である。総合計画議決条例が単なる拒否点の設定だとすると、総合計画議決条例により、知事の政策に対して予算（案）の審議という拒否点に加え総合計画（案）の審議という「二重の拒否点」を設定したことになる。この「二重の拒否点」は、それぞれの拒否点での視座の違いから議会における充実した審議が期待される一方で、議会の総合計画（案）に係る提出権限（及び大幅な修正権限）を条例の制定時に議会自らが封じてしまったことにより、二元

代表制の下で知事と議会がそれぞれ政策提案を行い、議会という公式な場で議論を行うというステージを設定しなかったとも言える。この点については、都道府県議会のあり方として一考が必要な部分と考えられる。

また、本論文では、議決条例の施行で最も都道府県の政策に与える影響が大きいと考えられる総合計画議決条例の施行が普通建設事業に与える影響について分析を行った。その結果、総合計画議決条例を施行した影響が普通建設事業費（補助）において観測された。これは、総合計画議決条例により総合計画の決定権を議会に付与したことにより政策に一定の影響を与えたことが、分析年度においては観察されたとも言える。ただし、この分析結果をより一般化するためには、今後、他の年度や歳出、財政運営との関係、市区町村の分析等を行い検証することが重要である。

更に、本論文で研究対象とした都道府県の議決条例は、地方自治法をはじめとする共通の地方自治制度の中で、それぞれの地方公共団体が自らの判断により設定した議会の（権限の）多様性である。地方公共団体が自らの判断により設定できる議会の多様性はこの他にも、議員定数、議員報酬手当、政務活動費、議会基本条例（及びその内容）などもある。これらの議会の多様性が、地方公共団体の政策に与える影響が明らかになれば、今日進められている議会改革の一助になる事も考えられる。前述の分析結果の一般化と併せて、今後の大きな課題としたい。

注

- 1 地方自治法第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。
- 2 地方自治法第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - 一 条例を設け又は改廃すること。
 - 二 予算を定めること。
 - 三～十四（略）
 - 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- 3 地方自治法第96条第2項 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に

関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

- 4 制度の創設は、地方自治法施行前の1946（昭和21）年の府県制等の改正による。（佐藤（2005：189, 195））
- 5 全国都道府県議会議長会の要請により設置された研究会。
- 6 内閣総理大臣の諮問機関。
- 7 2002（平成14）年当時の地方自治法の規定による。
- 8 基本構想、基本計画等を一体として、通常、総合計画と称するため、引用部分で直接述べられていないが、筆者において総合計画と記述した。
- 9 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichigyousei/bunken/geppou58.html, 2017（平成29）年4月1日取得。
- 10 この区分毎の分類は、市村（2006：229）を参考に筆者において区分を設定し分類した。
- 11 1969（昭和44）年に地方自治法が改正され、地方自治法第2条第5項（後に項ずれにより第4項）において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と定められた。この規定は、2011（平成23）年に地方自治法が改正され廃止された。
- 12 沖縄振興特別措置法第4条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。
- 13 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条では「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定している。
- 14 藤原（2004：112）においても、「宮城県議会が本条例の制定にとりかかった時点で、すでに同様の条例を制定していた自治体議会は三重県議会と福島県月舘町議会であった」とし、宮城県議会議員であった藤原範典氏も、宮城県の総合計画議決条例の先行事例として三重県及び福島県月舘町があることを認識している。
- 15 「平成23（行ウ）33 議決取消請求事件 裁判年月日平成24年1月19日 名古屋地方裁判所」の判決を参考に筆者において分類。
- 16 「政策決定過程において特定のアクターが拒否権を行使できる段階」（秋吉・伊藤・北山（2013：173））
- 17 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

- 18 必然的に普通会計を対象とした分析になり、公営企業会計は分析対象外となる。
- 19 標準財政規模を分母とし分析を行う手法の考え方は、伊藤（2017：12）を参照。
- 20 分析ソフトはExcel2013。以下、本論文において分析に用いたソフトは全て同じであり、本論文中の表等の表記もExcel2013の例によっている。
- 21 河村（2015：74）を参考とした筆者による分析。
- 22 例えば、小林・中谷・金（2008：31_33）における知事へのアンケート調査結果では、「自民党及び保守系政治団体」も「革新政党及び革新政党政治団体」も自治体の支出に対して増額を求めていると多くの知事は受け止めている。

【参考・引用文献】

- 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉，2013（平成25）年、『公共政策学の基礎』，有斐閣
- 市村充章，2006（平成18）年，「地方議会議決事件の追加制度—地方議会の意思決定権限の拡大に関する現状と課題—」，『白鷗法学 第13巻第1号』，白鷗大学，213_239頁
- 伊藤哲也，2017（平成29）年，「決算分析等から見る地方議会の自治体政策等への関与に関する研究 ～大都市（人口20万人以上）における分析から～」，法政大学大学院修士論文
- 宇賀克也，2011（平成23）年，『地方自治法概説 [第4版]』，有斐閣
- 大森彌，2002（平成14）年，『新版 分権改革と地方議会』，ぎょうせい
- 加藤幸雄，1998（平成10）年，「条例による議決事件の追加について—地方自治法第96条第2項による条例—」，『地方財務 1月号』，ぎょうせい，65_71頁
- 河村和徳，2015（平成27）年，『政治の統計分析』，共立出版
- 川村毅，1997（平成9）年，「議会の議決権 [自治法96条]」，山本信一郎編著『議会 新地方自治法講座⑥』，ぎょうせい，141_180頁
- 議会制度研究会，1973（昭和48）年，『都道府県議会の改革についての意見』，全国都道府県議会議長会
- 小林良彰・中谷美穂・金宋郁，2008（平成20）年，『地方分権時代の市民社会』，慶應義塾大学出版会
- 佐藤英善，2005（平成17）年，『逐条研究 地方自治法 II』，敬文堂
- 新世紀自治研究会編，1998（平成10）年，『地方自治・新時代の風 新世紀への提言・先進団体の事例』，ぎょうせい
- 平修久，2003（平成15）年，「都道府県の長期総合計画のあり方をめぐって」，『都市計画報告集 No.1（2002年

- 度)』，公益社団法人日本都市計画学会，22_27頁
- 藤原範典，2004（平成16）年，「宮城県議会における「基本計画を議決事件とする条例」の制定経緯」，『都市問題 第95巻第7号』，財団法人東京市政調査会，111_122頁
- 松本英昭，2015（平成27）年，『新版 逐条地方自治法＜第8次改訂版＞』，学陽書房
- 宮崎雅人，2015（平成27）年，「都道府県における予算編成過程に関する分析」，『自治総研通巻第443号 2015年9月号』，公益財団法人地方自治総合研究所，52_77頁

【参照ホームページ】

- 総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>)